

身体拘束最小化への取り組み

基本方針 **身体拘束ゼロ宣言**

当院では医療の提供にあたって身体拘束を原則禁止とし、3原則に則って最小限の行動制限として解除に向けて取り組んでいます。

※身体拘束の3原則

安全を守る為の緊急性が高い事、身体拘束以外の代替策がないこと、一時的であること

身体拘束を行う可能性がある場面

患者さまが受傷する可能性がある場合や、他の患者さまの安全が脅かされる場合など、療養上やむを得ない場合に限り、安全確保を目的として、身体拘束を行う場合があります。身体拘束を行う場合は下記の事項に基づき、必要最低限の実施に努めます。

- 1.身体拘束を行う必要性を多職種で慎重に判断し、不要な身体拘束は行いません。
- 2.身体拘束を行う場合や高速方法を変更する場合は、医師の指示のもと、ご家族へ説明し了承を得てから行います。
- 3.身体拘束を行った場合は、多職種間で患者様の情報を共有し、早期の解除に向けた取り組みを行います。

院内体制

当院で「身体拘束最小化委員会を設置し、身体拘束の適正化および最小化に取り組んでいます。

【主な活動内容】

- 1.身体拘束の実施状況の把握および評価
- 2.身体拘束に関連した事例の検討および倫理的視点でのカンファレンスの実施
- 3.患者さま中心の医療の提供を目指した職員への教育および指導
- 4.身体拘束最小化に関する研修の実施
- 5.規程、マニュアル等の見直し

患者さま・ご家族さまへ

当院では患者様の尊厳を守り、安全・安心な医療の提供に努めてまいります。

ご不明な点がございましたら職員へお声掛けください。

医療法人桂名会



瀬尾記念慶友病院

瀬尾記念慶友病院 身体拘束最小化委員会